



2019年2月25日

各位

会社名 田淵電機株式会社
代表者名 取締役社長 小野 有理
(コード番号 6624 東証第一部)
問合せ先 常務執行役員
徳原 英真
(電話番号 06-4807-3500)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成31年3月28日開催予定の当社臨時株主総会で承認されることを条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決定し、これに伴い同臨時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、平成31年1月22日の第三者割当増資の払い込みを受け、平成30年12月18日に開催した臨時株主総会で決議いただいた取締役が正式に就任し、新しい経営体制がスタートしました。しかしながら、現在の取締役3名は、当社親会社であるダイヤモンド電機株式会社とその親会社であるダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の役員を兼務しており、社外取締役にしても選任できていない状況です。そのため、取締役会の監督機能を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行することといたしました。

(2) 移行の時期

平成31年3月28日開催予定の臨時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、「監査等委員会設置会社」へ移行する予定です。

2. 定款一部変更について

(1) 変更の目的

- ①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ②グループの決議機関の運営方法と機能の見直しを行うため、執行役員および執行役員会に係る規程の削除を行います。
- ③上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正、不要となった規定の削除、明確化のための文言の調整その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日 平成31年3月28日(木)

定款変更の効力発生日（予定） 平成 31 年 3 月 28 日（木）

以上

別紙

（下線は変更部分を示します。）

〈現行定款〉	〈変更案〉
<p>第 1 章 総則</p> <p>（機関の設置）</p> <p>第 4 条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会、執行役員会</u>及び会計監査人を置く。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第 17 条 当社の取締役は 3 名以上とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第 18 条 （新設）</p> <p>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>2</u> 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（代表取締役）</p> <p>第 20 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>（役付取締役）</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>（機関の設置）</p> <p>第 4 条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会、及び会計監査人</u>を置く。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第 17 条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は 3 名以上とする。</p> <p><u>2</u> 当社の監査等委員である取締役は 3 名以上とする。</p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第 18 条 <u>当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2</u> 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>3</u> 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第 19 条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>（代表取締役）</p> <p>第 20 条 取締役会は、取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>（役付取締役）</p>

第 21 条 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長及び取締役会議長各 1 名を選定することができる。

2 取締役会長は、取締役会を招集し、その議長となり、経営の大綱を総覧する。

3 取締役社長は、執行役員会の議長となり、これを招集し、会社の業務執行を総轄する。

4 取締役会議長が選定された場合、取締役会議長は、取締役会を招集し、その議長となり議事を進行する。なお、取締役社長は、取締役会議長を兼任することができる。

(取締役の報酬等)

第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会)

第 24 条 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

3 取締役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款に定めがあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(新設)

第 25 条 (条文省略)

第 5 章 監査役および監査役会
(監査役の員数)

第 21 条 取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長及び取締役会議長各 1 名を選定することができる。

2 同左

(削除)

3 同左

(取締役の報酬等)

第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会)

第 24 条 取締役会招集の通知は、各取締役に對し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

3 同左

(重要な業務執行の決定の委任)

第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 26 条 (現行どおり)

第 5 章 監査等委員会
(削除)

第 26 条 当社の監査役は 3 名以上とする。 (削除)

(監査役の選任)

第 27 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (削除)

2 当社は会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 (削除)

3 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第 28 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 (削除)

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。ただし、前条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。 (削除)

(常勤の監査役および常任監査役)

第 29 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。 (削除)

2 監査役会は、監査役の中から常任監査役を選定することができる。 (削除)

(監査役の報酬等)

第 30 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 (削除)

(監査役の責任免除)

第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であ (削除)

った者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(監査役会)

第 32 条 監査役会を招集するには、開催日より 3 日前までに各監査役に対し招集の通知を発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

2 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(新設)

(新設)

第 6 章 執行役員および執行役員会
第 33 条 執行役員は、取締役会の決議をもって選任され、執行役員会の構成員として、その任にあたる。

2 執行役員会は、取締役会から委任を受けた事項の審議及び決議を行うものとする。

3 執行役員及び執行役員会の権限並びにその他の事項については、本定款に定めがあるもののほか、取締役会の定める執行役員会規則及び執行役員規程による。

第 7 章 計算
第 34 条～第 37 条 (条文省略)

(削除)

(削除)

(監査等委員会の招集通知)

第 27 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規則)

第 28 条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 執行役員および執行役員会
(削除)
(削除)

第 7 章 計算
第 29 条～第 32 条 (現行通り)